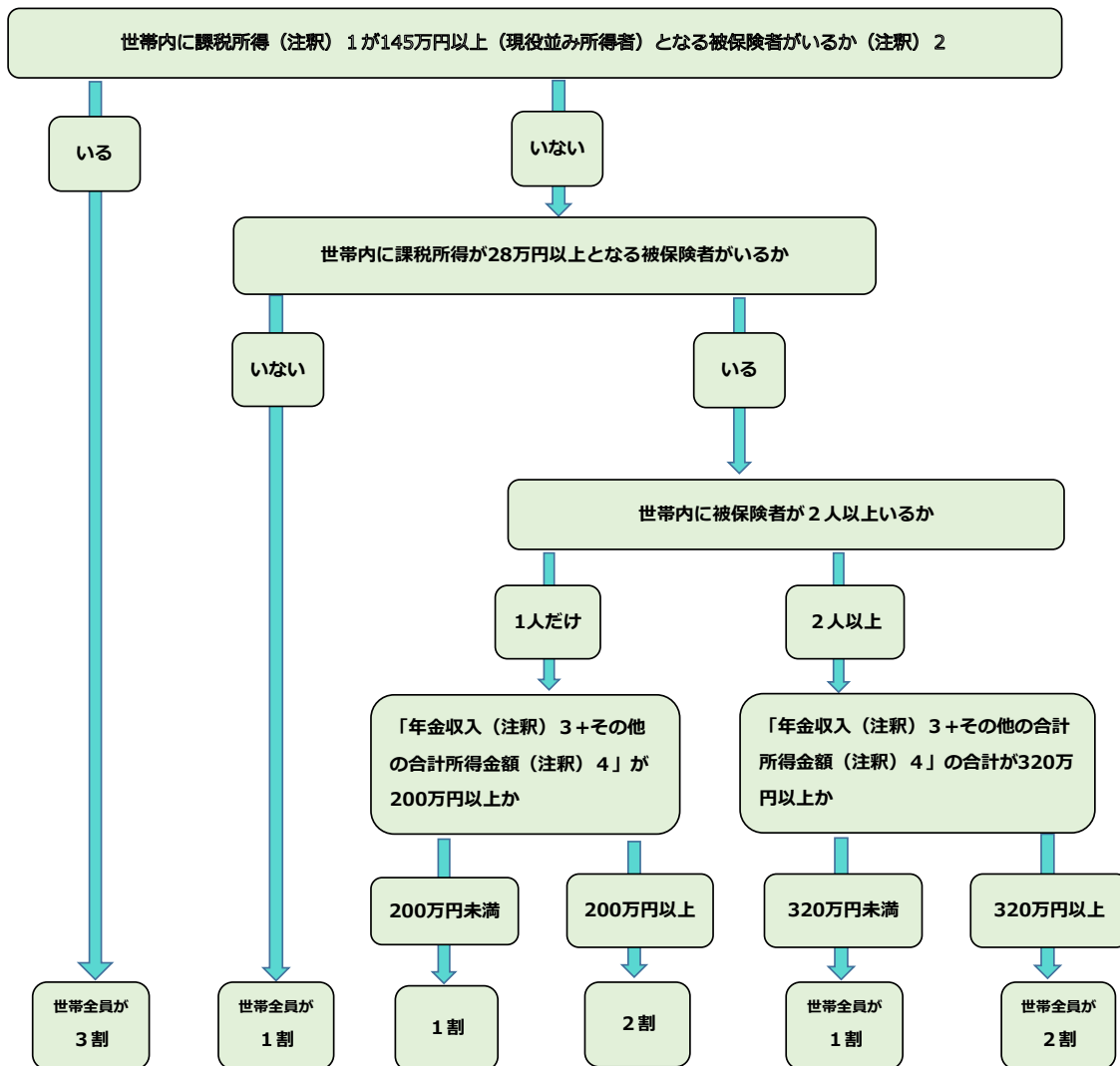


【令和4年10月1日からの自己負担割合の判定方法】

※令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに世帯単位で判定します。



○（注釈）1：「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額〔前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額〕です。

○（注釈）2：①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額〔前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円）を控除した額〕の合計額が210万円以下であれば現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

②所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

- ・被保険者が1人の場合・・・383万円未満（世帯内に70歳から74歳のかたがいる場合は、そのかたとの収入合計額が520万円未満）
- ・被保険者が複数・・・収入合計額が520万円未満

○（注釈）3：「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

○（注釈）4：「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。